

子 発 0617 第 1 号
令和 2 年 6 月 17 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について

標記について、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を実施することとした。

今般、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給にあたり、別紙のとおり「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」を定め、給付金の支給を行うこととしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給する。

第2 支給対象者

ひとり親世帯臨時特別給付金（以下「給付金」という。）は、以下のいずれかに該当する者（給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村（以下「都道府県等」という。）から受けている者を除く。）に対して支給する。

1 令和2年6月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）

2 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

（1） 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）であり、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者

①当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるとこ
---	---

	ろにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
②当該者（①に規定する養育者に限る。）	法第 9 条の 2 で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）
③当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 877 条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	法第 10 条又は第 11 条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）

(2) 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の受給資格者であり、法第 6 条の規定に基づく都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）の認定を受けた場合には法第 13 条の 2 の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、(1) の表の左欄に掲げる者ごとに、平成 30 年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者

3 申請時点において、令和 2 年 6 月分の児童扶養手当に係る法第 6 条の規定に基づく都道府県知事等の認定を受けていない受給資格者（2（2）に規定する者を除く。）又は法第 9 条から第 11 条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、2（1）の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後 1 年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他 1 及び 2 に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

4 1 から 3 までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者のうち2（1）に規定する者であって、令和2年6月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者のうち2（2）に規定する者であって、令和2年度補正予算（第2号）成立日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

第3 支給額

1 基本給付

第2の支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ3万円を加算した額とする。

2 追加給付

児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、5万円を1回に限り支給する。

第4 実施主体及び支給方法等

1 実施主体

（1）児童扶養手当受給者への基本給付の支給

令和2年6月分の児童扶養手当を支給する都道府県等

（2）児童扶養手当受給者への追加給付の支給

児童扶養手当受給者が申請時点で居住する住所地の都道府県等

（3）公的年金給付等受給者への支給

公的年金給付等受給者が申請時点で居住する住所地の都道府県等

（4）家計急変者への支給

家計急変者が申請時点で居住する住所地の都道府県等

2 支給方法

(1) 児童扶養手当受給者に係る基本給付の支給

- ① 第4の1(1)の都道府県等は、支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。なお、当該支給対象者に対する児童扶養手当を厚生労働大臣が支給している場合については、令和2年6月30日時点における当該支給対象者の住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県等が支給の申込みを行う。
- ② 支給対象者は、当該者が次の表の左欄に該当する場合に限り、都道府県等に対して右欄の届出を行う。

ア 支給対象者が、都道府県知事等へ令和2年6月分の児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合	給付金支給口座登録等の届出書 (児童扶養手当支給口座の変更があった場合は、給付金支給口座登録等の届出があったものとみなす。)
イ 支給対象者が、給付金の支給を希望しない場合	給付金受給拒否の届出書

- ③ 都道府県等は、支給対象者(②イの届出をした者を除く。)に対し、給付金を支給する。
- ④ 給付金は、支給対象者の令和2年6月分の児童扶養手当と同じ口座(②アに掲げる届出があった場合は、当該届出書による口座)への振込により、支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難である場合には、窓口における現金の交付により、給付金を支給する。
また、②イに掲げる届出があった場合には、当該届出を行った支給対象者に対して給付金の支給は行わない。
- ⑤ 給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(2) 公的年金給付等受給者又は家計急変者に係る基本給付の支給

- ① 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、それぞれ第4の1(3)又は(4)の都道府県等に対して支給の申請を行う。
- ② ①の申請を都道府県に対して行う場合においては、当該申請者の住所地の町村を経由して行うものとする。
- ③ 町村は、②により町村を経由して都道府県に申請することとされている申請書を受理したときは、申請書の所定事項について必要な審査を行い、これを都道府県に提出するものとする。
- ④ 申請者から、支給の申請を受けた都道府県知事等は、審査の上支給を決定し、当該者に対して給付金を支給する。

⑤ 都道府県知事等は、④の審査を行うに当たって、必要に応じて、戸籍謄本、家計の状況に関する書類その他の書類を提出させること等により、当該申請者が第2の2又は3に定める要件に該当するか確認を行う。

⑥ ①及び②の申請は、郵送又は窓口における受付にて行い、給付金を支給する都道府県等は、当該申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付により、給付金を支給する。なお、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り行う。

なお、窓口において申請受付を行う場合には、感染拡大防止対策及びプライバシーへの配慮の徹底を図ることとする。

⑦ 給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(3) 児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者に係る追加給付の支給

① 申請者は、それぞれ第4の1(2)又は(3)の都道府県等に対して支給の申請を行う(児童扶養手当受給者に対する児童扶養手当を厚生労働大臣が支給している場合についても同様とする。)

② ①の申請を都道府県に対して行う場合においては、当該申請者の住所地の町村を経由して行うものとする。

③ 町村長は、②により町村を経由して都道府県に申請することとされている申請書を受理したときは、申請書の所定事項について必要な審査を行い、これを都道府県に提出するものとする。

④ 申請者から、支給の申請を受けた都道府県知事等は、審査の上支給を決定し、当該者に対して給付金を支給する。

⑤ 都道府県知事等は、④の審査を行うに当たって、申請者に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少したことについて申立てを行わせること。

⑥ ①及び②の申請は、郵送又は窓口における受付にて行い、給付金を支給する都道府県等は、当該申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付により、給付金を支給する。なお、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り行う。

なお、窓口において申請受付を行う場合には、感染拡大防止対策及びプライバシーへの配慮の徹底を図ることとする。

⑦ 給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

3 支給開始日及び申請期限

- (1) 都道府県等は、児童扶養手当受給者に係る基本給付の支給については、可能な限り令和2年8月末までに支給するものとする。
- (2) 都道府県等は、公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る基本給付並びに児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に係る追加給付の支給については、給付金の趣旨に鑑み、支給対象者に対し可能な限り速やかな申請を促した上で、都道府県知事等が定める令和3年2月28日までの間のいずれかの日を申請期限とする。ただし、各都道府県等の規模、実情等に応じて、当初設定した申請期限より後の日付により最終期限を定めることも可能とする。なお、その場合においても、給付金の支給については令和3年3月31日までに終了させるものとする。

4 留意事項

- (1) 申請者が給付金のうち支給しようとしているものと同一のものの給付を既に受けている者に該当しないことを確認するため、令和2年度補正予算（第2号）成立日以後に転入してきた支給対象者に対する給付金の支給（第4の2（1）の支給を除く。）を行う都道府県等は、転入前の住所地の都道府県等から給付金の支給を受けていないことを確認することも考えられること。この場合において、転入前の住所地の都道府県等は、転入後の住所地の都道府県等から照会があった場合には、適切に応じること。
- (2) 令和2年度補正予算（第2号）成立日以後に転入してきた支給対象者より、追加給付の申請を受けた場合であって、当該者が基本給付については転入前の住所地の都道府県等において給付を受けている場合には、追加給付の申請を受けた都道府県等は、当該者に基本給付を行った都道府県等と適切に情報共有を図った上で、支給対象者に対し、第4の2（3）による手続以外の追加的な対応等を求めることなく、支給を行うよう配慮すること。

なお、その場合においても、個人情報の取扱いについて、事前に支給対象者の了承を得るなど、適切に対応すること。